

国立大学法人旭川医科大学学長選考会議の任務の実施に関する細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和3年4月2日学長選考会議議長裁定)

国立大学法人旭川医科大学学長選考会議の任務の実施に関する細則の一部を改正する細則

国立大学法人旭川医科大学学長選考会議の任務の実施に関する細則（令和3年3月11日学長選考会議議長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この細則は、国立大学法人旭川医科大学学長選考会議規程（平成16年旭医大達第193号。以下「規程」という。）第11条の規定に基づき、国立大学法人旭川医科大学学長選考会議（以下「会議」という。）の任務の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(調査委員会)</p> <p>第2条 会議は、規程第2条各号に掲げる任務を行うに当たり、調査委員会を設置し、調査を行うことができるものとする。</p> <p>2 調査委員会の委員は、会議の承認を得て、議長が委嘱する。</p> <p>3 調査委員会は、学外の有識者を含む委員又は学外の有識者のみの委員で組織する。</p> <p>4 調査委員会に委員長を置き、第2項の委員のうちから、議長が指名する者をもって充てる。</p> <p><u>(庶務)</u></p> <p><u>第3条 前条第1項に規定する調査委員会の庶務は、学長選考会議議長が指名する者が処理する。</u>（新設）</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この細則は、令和3年4月2日から施行する。</u></p> <p>【改正理由】</p> <p>調査委員会の事務の所掌について、所要の事項を定めるものである。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この細則は、国立大学法人旭川医科大学学長選考会議規程（平成16年旭医大達第193号。以下「規程」という。）第11条の規定に基づき、国立大学法人旭川医科大学学長選考会議（以下「会議」という。）の任務の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(調査委員会)</p> <p>第2条 会議は、規程第2条各号に掲げる任務を行うに当たり、調査委員会を設置し、調査を行うことができるものとする。</p> <p>2 調査委員会の委員は、会議の承認を得て、議長が委嘱する。</p> <p>3 調査委員会は、学外の有識者を含む委員又は学外の有識者のみの委員で組織する。</p> <p>4 調査委員会に委員長を置き、第2項の委員のうちから、議長が指名する者をもって充てる。</p>